

三重県環境基本計画(中間案)に対する意見募集結果

対応区分

- ① 反映する 最終案に意見や提案内容を反映させていただくもの。
- ② 反映済 意見や提案内容がすでに反映されているもの。
- ③ 参考にする 今後の取組に意見や提案内容を参考にさせていただくもの。
- ④ 反映または参考にさせていただくことが難しい。
- ⑤ その他(①～④に該当しないもの)

| 番号 | 該当箇所 | 意見 | 対応区分 | 意見に対する考え方 |
|----|--|---|--------------|---|
| 1 | 第2章 計画策定の方向性 1. 環境を取り巻く情勢 | 気候変動対策についての社会の動きは速い。近く開催されるCOP25の動向など、内容次第で追加してもらいたい。 | ① (反映する) | 気候変動枠組条約第25回締約国会議(COP25)については、2019年(令和元年)12月に開催予定であり、「三重県環境基本計画」の最終案の審議等が行われる「三重県環境審議会」の開催日が12月24日であるなど、スケジュール的な困難性もございましたが、COP25等の国際動向も注視して必要に応じて計画の修正を行いたいと考えています。 |
| 2 | 第2章 計画策定の方向性 1. 環境を取り巻く情勢 | VUCA時代においてレジリエンスをポイントにしている点は良いが、目標年度の2030年までに世情に変化がある場合、基本計画の見直しを行っていくのか。 | ② (反映済) | 将来の世情を展望しつつ、施策の検討、推進に努めたいと考えておりますが、ご指摘のとおり、社会のVUCA化が進み、将来予測の困難性が一層高まっていくと思われることから、「三重県環境基本計画」においては、SDGsの考え方も踏まえ、レジリエンス(強靱性)がひとつのポイントであると考えています。 また、計画の見直しについては、「第4章 計画の推進」の「4. 計画の見直し」に記載のとおり、目標年度は2030年度(令和12年度)ですが、社会情勢の変化等に応じて、計画の基本部分に大きな変更があれば見直しを行う予定です。 (補足)VUCAとは、Volatility(変動性)、Uncertainty(不確実性)、Complexity(複雑性)、Ambiguity(曖昧性)の頭文字をとった語で、将来予測不能、困難な状態のこと。 |
| 3 | 第2章 計画策定の方向性 4. 計画の基本方針等 (1) 計画の基本方針 | 「環境」「社会」「経済」の3本柱で組み立ててくださって良いと思いますが、環境基本計画でありますから三角でつなげる場合は「環境」が上に鎮座するのが好ましく思います。 | ③ (参考にする) | 環境の重要性についてはご意見のとおりですが、中間案の図表2-1においては、環境が礎(基盤)となり、社会と経済との協調が実現されて、持続可能な社会が成立すると考え、ベースとなる底辺に「環境」を「社会」とともに配置しています(決して、どちらが上か下かを意図したものではありません)。本図については、ご意見を参考にさせていただき、「環境」の文字が際立つよう配慮したいと思います。 |
| 4 | 第3章 施策体系と施策内容 2. 施策の推進 (1. 低炭素社会の構築) | 温暖化は、私たちの生活が、地球の裏側の人々へも影響するものであり、地球規模の考えることが重要となる。海を漂流し、問題となっているプラスチックごみについても同様である。特に最近猛威を振るう台風や異常気象現象は、温暖化の影響も大きいであろうから、温暖化対策は、県の計画においても大きく取り上げられるべきである。 | ③ (参考にする) | 温暖化対策については、県としても重要な環境施策のひとつの柱としてとらえており、「第3章 施策体系と施策内容」の「1. 低炭素社会の構築」において、記載しています。 |

| 番号 | 該当箇所 | 意見 | 対応区分 | 意見に対する考え方 |
|----|--|--|--------------|--|
| 5 | 第3章 施策体系と 施策内容 2. 施策の推進 (1. 低炭素社会の 構築) | <p>台風19号などの被害の例を見ても、今後、地球温暖化の影響による水害等への対策はますます重要になってくると思われます。気候変動の適応策として、災害対策を位置づけるべきではありませんか。</p> | ③ (参考にする) | <p>計画の当該施策の項において、関連する計画等の一つとして「三重県防災・減災対策行動計画」を位置付けているところであり、令和2年度に策定予定の気候変動適応法にもとづく「地域気候変動適応計画」においても、ご意見を参考とし、災害対策も視野に入れ「適応策」を検討してまいりたいと考えています。</p> |
| 6 | 第3章 施策体系と 施策内容 2. 施策の推進 (1. 低炭素社会の 構築) | <p>私の住む地区から青山高原の風力発電の風車が見えます。4本だった風車が十数年で数えきれないくらい増えました。 あの羽が落ちることがないか不安に感じてましたが、以前何かの不備で本当に落ちたと聞きました。あの風車は、人間には大きすぎる不気味なものに思えてなりません。 台風や大雨など昨今の気象は被害規模がこれまで違います。地震も伊賀には江戸時代に大地震があり、そろそろまた起こるのではと言われています。断層が私の地区を走っています。 大々的に山を壊して風車を乱立させることが、近い将来どのような被害をもたらすかわかりません。疑問を持つ複数の声があるなら、耳を傾けて考え直すのが賢明であるのは、歴史をみても明らかです。福島原発事故もそうでした。 明日何が起こるかわかりません。</p> <p>洋上の風力発電も不安は同じで、いずれも電磁波による人体や動物に与える影響も怖いです。植物への影響も大きく、一つを破壊することで連鎖します。 貴重な動植物が三重にも多く存在しています。 また、太陽光発電のパネルも至るところで土地を破壊し続けて、天災による被害も大きいです。 地球温暖化への懸念が高まる中で、原発より風力や太陽光発電の方が安全とは思いますが、今のような乱開発は将来大きなつげが来ます。そして、電力ばかりに頼る私たちのライフスタイルの見直しをいずれ迫られる日が来ると思います。 経済優先でなく、今だけでなく、どうか将来を見据えて、環境問題を長く深い視点で考えていただけるようお願いいたします。地球環境の輪っかの中には常に人間が含まれています。どこかの山や森が壊れれば、私たちも壊れます。海が汚れれば、私たちの体内も汚れます。</p> | ③ (参考にする) | <p>ご意見にあります「将来を見据えて、環境問題を長く深い視点で」考え、環境施策の検討・推進に努めてまいりたいと考えています。</p> |
| 7 | 第3章 施策体系と 施策内容 2. 施策の推進 (1. 低炭素社会の 構築) | <p>「低炭素社会」では、自家用車を減らしてシェア制度を目差すのがよいと考えますが、交通機関の連携や代行の充実・階段しかない駅など、利用客が少ないと言う理由で改善の兆しがないのは低炭素社会を目差すと逆行しています。働きかける努力を言語化して加えて下さい。</p> | ③ (参考にする) | <p>ご意見も参考にさせていただき、低炭素社会の実現に向け、運輸部門の取組を進めることとし、「1. 低炭素社会の構築」の「iii. 主な取組」に記載しているような取組、例えば、公共交通機関の利用促進のほか、自転車の利用促進、エコドライブの普及などの取組を推進していきたいと考えています。</p> |

| 番号 | 該当箇所 | 意見 | 対応区分 | 意見に対する考え方 |
|----|--|---|--------------|---|
| 8 | <p>第3章 施策体系と施策内容</p> <p>2. 施策の推進 (1. 低炭素社会の構築、「再生可能エネルギー等の導入促進を通じた暮らしの快適性・自律性の改善」)</p> | <p>『QOL(生活の質)、快適性の向上にもつなげられるという可能性もあります。また、再生可能エネルギー等の導入の面的な展開が進めば、地域のエネルギーの自給率(自律性)が向上し、防災・減災面での地域のレジリエンス(強靱性)の向上というメリットにもつながります。』上記について疑問があります。</p> <p>再生可能エネルギーのひとつである「風力発電所の建設」については、建設場所から数キロメートルの範囲においては、「暮らしの快適性」には程遠い環境となり、今まで暮らしてきた住民は騒音や超低周波音に悩まされ、ひたすら我慢を余儀なくされ、その範囲に新しく住む人はいなくなり、いずれはその範囲は人の住まない町、いや、「住めない町」となります。</p> <p>県としては、そのような再生可能エネルギーのひとつである「風力発電所の建設」を今後も今まで通り許していくような方針と受け取れますが、いかがでしょうか？</p> <p>「三重県民ファースト」と位置付け、これ以上「再生エネルギーの犠牲」になる必要はないと考えます。</p> | ③ (参考にする) | <p>太陽光発電や風力発電等の再生可能エネルギーは地球温暖化対策に資するものですが、事業の実施にあたっては、安全安心な県民の暮らし、自然環境との調和など、地域との共生が図られるよう進めることが重要であると考えています。</p> <p>環境に著しい影響を及ぼす恐れのある事業に対しては、環境影響評価が適切に実施され、環境保全に適正な配慮が行われるよう努めていきます。</p> |
| 9 | <p>第3章 施策体系と施策内容</p> <p>2. 施策の推進 (1. 低炭素社会の構築)における「生物多様性保全等に配慮した再生可能エネルギー事業の推進」)</p> | <p>「自然共生(生物多様性の確保や人と自然とのふれあいの確保等)や地域(住民)の安全・安心の確保の観点から十分な配慮と対策が実施されることが求められます。」とあるが、平成30年6月3日の県議会本会議における「自然環境、健康被害、防災など様々な観点から…」との知事答弁と同様に、具体的な表記に変更すること。</p> | ③ (参考にする) | <p>太陽光発電や風力発電等の再生可能エネルギーは地球温暖化対策に資するものですが、事業の実施にあたっては、安全安心な県民の暮らし、自然環境との調和など、地域との共生が図られるよう進めることが重要であるとと考えています。</p> <p>環境に著しい影響を及ぼす恐れのある事業に対しては、自然環境、健康被害、防災など様々な観点から、環境保全に適正な配慮が行われるよう努めていきます。</p> |
| 10 | <p>第3章 施策体系と施策内容</p> <p>2. 施策の推進 (1. 低炭素社会の構築)</p> | <p>追加すべき事柄。県内では、風力発電所とメガソーラーは過剰といえるほどに建設されており、各地で住民との紛争や反対運動が多く生じている。県内でこれ以上の風力発電所とメガソーラーの建設は抑制するべきである。</p> <p>洋上風力発電に関しては、自然景観や漁業資源の保護のため、沿岸には建設すべきではなく、ベルギーなどの規定に合わせて、海岸から少なくとも24km沖合の、漁業者や住民、航海者の合意を得られる場所のみに建設するべきである。そもそも、尾鷲三田火力発電所が廃止されるほどに、電力需要は激減を続けており、今後更に人口減少に伴う電力需要の減少は続くにも関わらず、発電電離前の駆け込みによる火力発電所の新增設が相次いでいる。これ以上の発電施設の増加は抑制するべきである。</p> <p>バイオマス発電は、輸入パーム油やヤシガラに頼るようでは熱帯雨林の破壊を促進し、本末転倒であるので、このような発電方法は禁止し、県内のバイオマスを利用するもののみを推進するべきである。</p> | ③ (参考にする) | <p>太陽光発電や風力発電等の再生可能エネルギーは地球温暖化対策に資するものですが、事業の実施にあたっては、安全安心な県民の暮らし、自然環境との調和など、地域との共生が図られるよう進めることが重要であるとと考えています。</p> <p>洋上風力発電に関しては、現在のところ地域における開発の機運が醸成されている状況にあるとは言えませんが、国や関係地域の情報収集に努めながら「海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律」に基づき、適切に対応していきたいと考えます。</p> <p>バイオマス発電に関しては、エネルギー地産地消による地域活性化や自律分散型電源としての役割が期待されることから、これらを活用するまちづくりの支援が求められていると考えています。</p> <p>環境に著しい影響を及ぼす恐れのある事業に対しては、環境影響評価が適切に実施され、環境保全に適正な配慮が行われるよう努めていきます。</p> |
| 11 | <p>第3章 施策体系と施策内容</p> <p>2. 施策の推進 (1. 低炭素社会の構築、「森林吸収源の整備」)</p> | <p>「…森林整備を進めます」とあるが、近年全国的に、皆伐、列状間伐、過間伐等の過剰な施業や大規模な作業道開設等土砂災害や誘発する事例が見受けられる。したがって、単に「森林整備を進める」との記載ではなく、「持続可能な手法の森林整備を推進する」という計画の基本方針に沿う趣旨の記載に変更すること。</p> | ② (反映済) | <p>ご指摘の「持続可能な手法の森林整備」につきましては、「第3章 施策体系と施策内容」の「2. 施策の推進」の「Ⅲ. 自然共生社会の構築」の「森林等の公益的機能の維持確保」において、長伐期施業や針広混交林施業等によって公益的効能を發揮する環境林づくりや、「木を植え、育て、収穫し、また植える」という緑の循環のサイクルによって資源循環する生産林づくりについて記載しています。</p> |

| 番号 | 該当箇所 | 意見 | 対応区分 | 意見に対する考え方 |
|----|--|--|--------------|--|
| 12 | 第3章 施策体系と 施策内容 2. 施策の推進 (II. 循環型社会 の構築) | <p>循環型社会では、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・産廃が搬入許可される過程で住民意見を聞く事は必要です。住環境への意見を尊重して、合意形成をキチンとすることが成熟社会と言う物です。環境を重要施策に掲げる事は移住者の選択ポイントでしょう。一步踏み込んだ記述を望みます。 ・やれば出来るのが、ごみゼロ化です。地域モデル・など具体的に表示してください。 | ③ (参考にする) | <p>本県では、廃棄物処理法等に基づき住民の安全・安心の確保や適正処理の観点から施策を実施しているところであり、また、ごみ減量化に係る具体的な施策も含めて、三重県廃棄物処理計画等の個別計画で定め、その推進を図ってきているところです。次年度に三重県廃棄物処理計画の改定を予定しており、ご意見のあった事項について、参考とさせていただきます。</p> |
| 13 | 第3章 施策体系と 施策内容 2. 施策の推進 (III. 自然共生社会 の構築) | <p>自然共生社会では、県議会に保全の請願を出した事があるオオサンショウウオに関して言いたいことがあります。オオサンショウウオの棲息する木津川支流の前深瀬川に川上ダムが建設始まりました。棲息していたオオサンショウウオは、ダム建設する事業体によって更に上流へと移転させ、その数650個体以上だとの事です。餌となる生き物の移転はされてごさいません。オオサンショウウオだけの強制移転です。今後どういことが起こってくるのか？事業体が追跡調査をこの先何年やるのか？このままでは特別天然記念物の宝庫であった前深瀬川の生態系は崩されて荒れ果てて行く事になります。</p> <p>三重県にとってお宝の筈なオオサンショウウオが、経済を優先するが為にその数が激減したら、どこが責任をとるのか？</p> <p>保全の範囲を生息環境までとしてこそその生物多様性ではないかと僭越ながらオオサンショウウオに成り代わって申し上げたいとおもいます。</p> <p>密漁問題もありますが、生息環境まで壊しません。公共事業という名の圧力に環境保護が屈する事があってはなりません。毅然とした指導や罰則や場合によっては事業の中止を求める権限を示して下さい。</p> | ③ (参考にする) | <p>オオサンショウウオの移植については、専門家の指導による移植計画のもと、国の許可を得て行われています。</p> <p>環境に著しい影響を及ぼす恐れのある事業に対しては、環境影響評価が適切に実施され、環境保全に適正な配慮が行われるよう努めていきます。</p> |
| 14 | 第3章 施策体系と 施策内容 2. 施策の推進 (III. 自然共生社会 の構築、 「生態系ネット ワーク形成促進 のためのゾーニング に関する取組」) | <p>「...地域生態系への配慮を求めるとあるが、「配慮を義務化する」と変更すること。</p> | ③ (参考にする) | <p>三重県自然環境保全条例では、自然環境の保全に当たっては、県土の保全その他の公益との調整に留意しなければならないとしており、地域生態系への最大限の配慮を求めていきたいと考えております。</p> |

| 番号 | 該当箇所 | 意見 | 対応区分 | 意見に対する考え方 |
|----|--|---|--------------|--|
| 15 | <p>第3章 施策体系と施策内容</p> <p>2. 施策の推進 (III. 自然共生社会の構築、 「生物多様性の保全および生態系サービスの持続可能な利用の促進」)</p> | <p>「<u>重要な自然環境や野生生物について</u>、法的規制により、その生息地等の適切な保全を進めます。また、特に保護の必要な希少野生生物について、法令に基づき<u>適正な保全を進めます</u>」とあるが、どのような基準及び根拠をもって「重要な自然環境や野生動物」とするのかを明示すること。また、「適切な保全」と「適正な保全」の違いは何か。</p> <p>「...生息数が増えすぎた鳥獣について、地域の関係者との連携のもとで、<u>適正な個体数の調整</u>を行い、被害対策につなげます。」とあるが、「生息数が増えすぎた」とあるのは、局所的には鳥獣の生息数が増えているのかもしれないが、人間の生活域が拡大し、鳥獣の生息域を侵しているために、鳥獣が多くいるように誤認しているだけだとも考えられるため、「生息数が増えすぎた」という具体的な根拠を示すこと。また、「<u>適正な個体数の調整</u>」とあるが、前述した件について具体的な根拠を示すことができなければ、「適正な個体数」を把握できるはずもなく、当然、「調整」することもできない。無論、根拠なき「調整」は生態系ネットワークの破壊に繋がることは言うまでもない。このような計画の目的と矛盾する取組は中間案から削除すべきである。</p> | ③ (参考にする) | <p>文化財保護法、自然公園法、三重県自然環境保全条例等により適切な保全を進めていきます。 「適切な保全」に統一します。</p> <p>いただいたご意見を踏まえ、「生息数の増加や生息域の拡大により農林水産業等被害が深刻化していることにより、人との軋轢が生じている鳥獣について、生息頭数や被害状況をモニタリング調査により把握するとともに、適正な生息管理を行い、被害対策につなげます。」に修正します。 なお、計画的な生息管理に係る目標については、鳥獣保護管理法に基づき策定している第二種特定鳥獣管理計画において設定しており、この計画に基づき取り組みを進めているところです。</p> |
| 16 | <p>第3章 施策体系と施策内容</p> <p>2. 施策の推進 (III. 自然共生社会の構築、 「農地環境の保全」)</p> | <p>「有機農業の推進や農業生産工程管理(GAP)および総合的病害虫・雑草管理(IPM)等の導入促進により、農業や化学肥料等の節減等につなげ、環境への負荷の少ない環境保全型農業の拡大を図ります。</p> <p>また、高齢化等に対応した<u>中山間地域直接支払制度</u>を活用し、制度に取り組む集落の拡大による農地の保全をめざします」とあるが、農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律に基づく日本型直接支払には、中山間地域直接支払制度以外にも、環境保全型農業直接支払制度と多面的機能支払制度があるため、それらも併せて記載すること。</p> | ① (反映する) | <p>ご指摘のとおり、有機農業の推進や農業生産工程管理(GAP)および総合的病害虫・雑草管理(IPM)等の導入促進により、農業や化学肥料等の節減等につなげ、環境への負荷の少ない環境保全型農業の拡大に資する事業として、環境保全型農業直接支払制度もありますので追記します。 中山間地域等直接支払制度の他に、多面的機能支払制度もありますので、「中山間地域等直接支払制度等」と追記します。</p> |
| 17 | <p>第3章 施策体系と施策内容</p> <p>2. 施策の推進 (III. 自然共生社会の構築、 『企業の森』制度)</p> | <p>「社会貢献や環境貢献の一環として...」とあるが、当該制度により整備された伊賀市比土地内にある森林において、外来種の「ヒマラヤザクラ」、園芸品種の「枝垂れ梅」(ホームセンターのタグ付き)、果樹の「レモン」が植樹されている。聞くところによると、「ヒマラヤザクラは二酸化炭素の吸収率が高い」という樹種を選択した県職員なりの理由があるようだが、中間案においても、生物多様性についての取り組みが掲げられているように、地域特性に配慮した植樹を行うことなど、環境行政からすれば基本中の基本である。このような実態を把握せずに、「環境貢献の一環」として、中間案のコラムで『企業の森』制度」を記載予定としているならば、他の活動地も含めて実態を把握される必要があり、そのうえでコラムとして取り扱うことが、本中間案の精度を高めていくのではないかと。</p> | ③ (参考にする) | <p>県では、森林づくりへのさまざまな主体の参加を促すため、市町や団体等のさまざまな主体と連携し、活動場所の確保やリーダー等の育成、情報の提供等を行い、県民やボランティア、NPO、企業などの活動を促進しており、「企業の森」制度による森林整備もその一環として取り組んでいます。 企業の森では、植栽樹種や整備方法等は、県と企業等の関係者で打ち合わせを行うなどにより、地域特性に配慮した植栽や森林整備を実施しています。ご指摘いただいた地域在来種でない樹種が植えられている事例については、関係者間で協議したうえで、観賞等の要素を取り入れて極めて少数(数本)の樹木を植樹したものです。</p> |

| 番号 | 該当箇所 | 意見 | 対応区分 | 意見に対する考え方 |
|----|---|---|--------------|--|
| 18 | 第3章 施策体系と 施策内容 2. 施策の推進 (IV. 生活環境保全 の確保) | 伊勢湾の再生:きれいで豊かな海の確保のためには、近年メガソーラーからの濁水の流出が著しく、各地で問題となっており、アコヤガイ大量死の原因とも考えられる。濁水流出の厳しい規制が必要である。 | ③ (参考にする) | 太陽光発電等の再生可能エネルギーは地球温暖化対策に資するものですが、事業の実施にあたっては、安全安心な県民の暮らし、自然環境との調和など、地域との共生が図られるよう進めることが重要であると考えています。 環境に著しい影響を及ぼす恐れのある事業に対しては、環境影響評価が適切に実施され、環境保全に適正な配慮が行われるよう努めていきます。 |
| 19 | 第3章 施策体系と 施策内容 2. 施策の推進 (IV. 生活環境保全の確保、 「水環境の保全」) | 「工場・事業場への立入検査を行い、法令遵守の状況を確認し、必要な指導を行います」とあるが、水質汚濁防止法に定める特定施設を設置する工場・事業場であって排水基準が適用されない小規模事業所への、指導の根拠となる指針の必要性についても明記すること(埼玉県小規模事業所排水指導指針参照)。 | ③ (参考にする) | 本県においては、「小規模事業場等排水処理対策指導要領」を策定(昭和56年7月1日施行)し、小規模特定事業場(水質汚濁防止法に規定する特定事業場のうち、日平均排水量が50㎡未満の事業場等)や未規制事業場(同法に基づく特定事業場以外の事業場等)等についても、同要領に基づき汚濁負荷量の削減に関し指導を行えることとしています。 |
| 20 | 第3章 施策体系と 施策内容 2. 施策の推進 (IV. 生活環境保全の確保) | 県土の景観の形成に関しては、景観法、景観条例、ガイドラインなどでは、山の尾根筋のスカイラインや、森林の樹冠を越えるような建築物は造らないこととされていたが、風力発電機は大きく越えており、多数が密集しているため、自然景観は大きく破壊されている。国定公園においては、自然公園法、条例違反ともいえる状況にあり、国定公園の指定解除が必要なほど自然景観を著しく害している。これ以上建設しないことが景観保護の観点から極めて重要な課題である。また、速やかな撤去が必要である。 国定公園青山高原(布引山地)では布を引いたような特徴的自然景観を風力発電所が決定的に破壊している。 度会町の獅子ヶ岳では生活環境保全林の景観を風力発電所が決定的に破壊し、伊勢志摩からの景観も大きく破壊している。伊勢神宮付近や志摩市英虞湾沿岸の眺望ポイントからも良く見える。 | ③ (参考にする) | 太陽光発電や風力発電等の再生可能エネルギーは地球温暖化対策に資するものですが、事業の実施にあたっては、景観の保護や自然環境との調和など、地域との共生が図られるよう進めることが重要であると考えています。 環境に著しい影響を及ぼす恐れのある事業に対しては、環境影響評価が適切に実施され、環境保全に適正な配慮が行われるよう努めていきます。 景観法により風力発電機の立地を規制することはできませんが、三重県景観計画区域内に高さ13mを超える風力発電機を設置する場合は、届出が必要となり、三重県景観計画の景観形成基準に基づき周囲の景観と調和するよう規模などについて配慮を求めています。 現在、自然公園内に設置されている風力発電施設については自然公園法の規定に基づき許可された工作物となっています。三重県の美しい自然景観が損なわれることがないよう、引き続き、法令に則って指導を行います。 |

| 番号 | 該当箇所 | 意見 | 対応区分 | 意見に対する考え方 |
|----|--|---|--------------|---|
| 21 | 第3章 施策体系と 施策内容 2. 施策の推進 (IV. 生活環境保 全の確保) | <p>洋上風力に関しても、沿岸に建設して景観を損なうべきではなく、ベルギーなどの規定に合わせて、海岸から少なくとも24km沖合の、漁業者や住民、航行者の合意を得られる場所のみに建設するべきである。</p> <p>メガソーラーについても、景観の形成上、大きな問題となっており、各地で紛争や反対運動が多く生じている。国立公園、国定公園、県立公園などにおいては、自然公園法、条例違反ともいえる状況にあり、公園指定解除も必要なほど、著しく自然景観を害している。これ以上建設しないことが景観保護の観点から極めて重要な課題である。また、速やかな撤去が必要である。</p> | ③ (参考にする) | <p>太陽光発電や風力発電等の再生可能エネルギーは地球温暖化対策に資するものですが、事業の実施にあたっては、安全安心な県民の暮らし、自然環境との調和など、地域との共生が図られるよう進めることが重要であると考えています。</p> <p>洋上風力発電に関しては、現在のところ地域における開発の機運が醸成されている状況にあるとは言えませんが、国や関係地域の情報収集に努めながら「海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律」に基づき、適切に対応していきたいと考えます。</p> <p>環境に著しい影響を及ぼす恐れのある事業に対しては、環境影響評価が適切に実施され、環境保全に適正な配慮が行われるよう努めていきます。</p> <p>現在、自然公園内に設置されている太陽光発電施設については自然公園法の規定に基づき許可された工作物となっています。三重県の美しい自然景観が損なわれることがないように、引き続き、法令に則って指導を行います。</p> <p>三重県景観計画区域内に太陽電池モジュールの合計面積が1,000㎡を超える太陽光発電施設を設置する場合は、届出が必要となり、太陽光発電施設の設置に関する景観形成ガイドラインにより、景観への影響をできる限り回避・低減するための工夫や対策を講じていただくなどして、景観への配慮を求めています。</p> |
| 22 | 第3章 施策体系と 施策内容 2. 施策の推進 (V. 共通基盤施 策、 「学校教育にお ける環境教育・ 環境学習」) | <p>「...教員等を対象とした環境教育の進め方を学ぶ研修を充実します。」とあるが、「<u>教員等を対象とした環境教育に関する指導内容や指導方法等の研修を実施し、資質の向上を図ります。</u>」と変更すること。</p> <p>「環境教育に関する全体計画を作成し...」とあるが、「<u>新学習指導要領に基づき、発達の段階に応じた環境教育に関する全体計画を作成し</u>」のように変更し、指導上の根拠を記載すること(文部科学省 HP「新学習指導要領における「環境教育」に関わる主な内容」参照)。</p> | ① (反映する) | ご意見のとおり、変更します。 |
| 23 | 第4章 計画の推進 4. 計画の見直し | <p>将来を見据えた長期的な計画も重要ですが、近年の環境関係の技術革新のスピードを考慮すると、5年程度できちんと評価を行い、計画を見直すべきではありませんか。</p> | ③ (参考にする) | <p>環境施策や取組に関する成果や課題等については、「第4章 計画の推進」、「2. 計画の効果的実施」の「(2) 推進体制および進行管理」にあるように、年次報告としてとりまとめ、公表等を行うとともに、サステナビリティ委員会(仮称)において進行管理を行う計画です。(取組の分野によっては、当該分野における個別の委員会等を通じて、評価や進行管理を行う場合もあります。)</p> <p>計画の見直しについては、「第4章 計画の推進」の「4. 計画の見直し」に記載のとおり、目標年度は2030年度(令和12年度)ですが、技術革新の動向や社会情勢の変化等に応じて、計画の基本部分に大きな変更があれば見直しを行う予定です。</p> |

| 番号 | 該当箇所 | 意見 | 対応区分 | 意見に対する考え方 |
|----|------|---|--------------|--|
| 24 | 全般 | <p>本中間案の計画策定の前提となる背景、および本案各所には、「持続可能な開発目標 (SDGs)」や、気候変動対策としてこれまでも世界的に叫ばれてきた「温室効果ガス」や「低炭素社会」というキーワードが多用されている。しかし、この「SDGs」をはじめとする「温室効果ガス」や「低炭素社会」というキーワードは、いずれも国連総会決議に端を発しているものであるが、そもそも国連決議において、加盟国への法的拘束力が生じるのは「国連安全保障理事会決議」(通称:安保理決議)のみであり、「SDGs」をはじめとする気候変動対策などが採択された国連総会決議は、法的拘束力を有しておらず、勧告的な効力を有するに過ぎない。そのため、我が国においては、これら2015年に国連で採択された「持続可能な開発目標 (SDGs)」に関して、全国務大臣を構成員とする「持続可能な開発目標(SDGs)推進本部」を設置してはいるものの、現在においてもあくまで外務省が所掌し、主導しているに過ぎない。すなわち、気候変動対策という環境政策であるにもかかわらず、環境省主導ではなく外務省主導であることから鑑みても、この政策は、我が国にとっては内務政策というよりも、あくまで外交政策の一つであるに過ぎないことを示していると言える。</p> <p>その視点で見ると、外交政策はあくまで国(外務省)の所掌であるから、地方自治体がこれを県の環境政策のマスタープランとなる県環境基本計画の前提や背景として掲げるのは、いささかその根拠としては飛躍し過ぎたものであると言わざるを得ない。</p> <p>むしろ、地方自治体の環境政策は、憲法をはじめ、各国間との各種条約、国内における法律、各種委員会附帯決議、政令、省令、規則、告示、通達、そして本県の各種条例などに先ず忠実に則ったものであるべきで、これらを遵守することなく、国連の勧告レベルの採択を優先、依拠するべきではない。</p> <p>実際、P38にある「企業の森」制度などでも、伊賀市において、自然林の中に亜種交雑や遺伝子攪乱、ひいては生態系攪乱を招く恐れがあるといわれている、地域在来種でない植物や園芸品種が植栽されるなど、環境保護の基本認識すらもできていない事例が見られる。これについての法的な定めは、以下の通りとなっている。</p> <p>●衆議院国土交通委員会景観緑三法案に関する付帯決議(平成16年5月14日)抜粋 「地域の個性、特色の伸長に資する多様な景観の形成が図られるよう、失われつつある地域固有の景観を再生する事業の推進を図るとともに、景観の形成に当たり、各地に残された自然環境の保全や地域在来の植物等の活用による緑化の推進に努めること。」</p> <p>●参議院国土交通委員会景観緑三法案に対する付帯決議(平成16年6月10日)抜粋 「失われつつある地域固有の景観を再生する事業の推進を図るとともに、各地に残された自然環境の保全や、地域在来の植物等の活用による緑化の推進に努めること。」</p> <p>●衆議院環境委員会特定外来生物法案に対する付帯決議(平成16年5月25日)抜粋 「政府や自治体が行う緑化等の対策において、外来生物の使用は避けるよう努め、地域個体群の遺伝的攪乱にも十分配慮すること。」</p> <p>このように、緑化政策一つをとっても、きちんとその方向性が国会の意思として表明されているにもかかわらず、三重県や伊賀市の条例や規則にきちんと反映されていないがために、全くこれらの法的な定めが守られていない状況となっています。</p> <p>このことからわかるように、遠くの華々しい外交パフォーマンスを追従するよりも、地方自治の底上げを図る観点からも、先ず取り組むべきは、法令規則に定められた規定を順守するとともに、これを最優先として三重県環境基本計画にきちんと盛り込むことが肝要です。</p> | ③ (参考にする) | <p>三重県環境基本計画においては、持続可能な社会の実現に向け、SDGsの考え方も取り入れ、協創を通じた分野横断的な取組を推進することを基本方針として、環境、経済、社会の統合的向上の実現をめざすこととしています。</p> <p>ご意見の中で言及いただいている、国際条約、国内における法律、県条例等につきましては、環境行政の基礎を成す極めて重要のものであると考えており、引き続き、こうした法令等にもとづく取組を推進していくとともに、SDGsのような国際的な取組の考え方も取り入れながら、環境施策の推進に取り組みでまいりたいと考えています。</p> <p>また、植栽についてのご意見についてですが、三重県景観計画における景観形成基準に緑化に関する項目を定めており、植栽をするにあたっては、できる限り周辺の植生と調和した緑化を図るよう配慮を求めています。</p> |

| 番号 | 該当箇所 | 意見 | 対応区分 | 意見に対する考え方 |
|----|------|---|--------------|---|
| 25 | 全般 | 原発の爆発及びそれに準ずる事故による環境汚染への記述を加えて貰いたい。例えば、環境汚染甚だしき原発はこれ以上増やさないで今ある原発を収束に向けて働きかけることとする。 | ⑤ (その他) | 原子力発電については、一義的には国のエネルギー政策の中で議論されるべきものであり、国のエネルギー政策を定めるエネルギー基本計画に基づきしっかりと議論される必要があります。平成30年7月に改定されたエネルギー基本計画では、再生可能エネルギーの主力電源化に向けて取り組むとともに、原発依存度を可能な限り低減させるとされています。 エネルギーは国民生活や産業経済活動を支える根幹的な基盤であることから、これらへの影響を十分に見極めながら、エネルギー政策に取り組んでいく必要があると考えています。 |
| 26 | 全般 | 最大の環境汚染は戦争であると言われていしますので、戦争及び紛争の火種を絶やす努力を惜しまない記述が欲しい。 | ⑤ (その他) | 県の環境基本計画において、いただいたご意見をそのまま記載することは困難ですが、持続可能な社会の実現においては平和な社会の実現が大前提であると考えており、本計画においては、平和な社会の実現に関連して(SDGsのゴール16番に相当します)、「多様性と包摂性のある社会の実現に向けた取組の推進」に関する記載を第3章(V. 共通基盤施策)において記載しています。 |
| 27 | 全般 | きれいな大気・きれいな水環境と言った表現は抽象的ですので、具体化してください。 | ③ (参考にする) | 本計画においては、私たちが健康で安全・安心な生活を営むために必要な生活環境を実現するうえで求められるような大気・水環境を「きれいな大気・水環境」と可能な限り分かりやすく表現しています。法令等にもとづく大気質や水質等に関する具体的な基準値等については、「大気規制のあらまし」や「水質規制のあらまし」といった資料等により県のホームページ等を通じて情報提供を行っており、引き続き、広報・啓発に努めてまいりたいと考えています。 |